

# 令和4年 長崎県クレー射撃協会 臨時総会議事録

1、日時 令和4年4月10日（日） 午前10時

2、場所 諫早市宇都町27-1  
長崎県立総合運動公園 会議室A-2

3、人数

会員数 21名

出席者 10名

委任者 8名

4、議長 監事 馬場 洋二

5、議事の経過の要領及びその結果（時系列）

定刻に議長は上記のとおり、定足数に足りる会員の出席があったので開会を宣言し、下記の通り議事に入った。

第1号議案 総会開催の件

議長は長崎県クレー射撃協会規約によるところの第19条3項につき説明を行った後、これをもって通常総会の代わりとすることを宣言し、満場一致を持って承認可決した。

第2号議案 役員改選の件

議長は本年が役員改選の年にあたる旨を説明したところ、柴山氏・市川氏の2名が会長への立候補を行った。

しかし、柴山氏から市川氏は長崎県クレー射撃協会（以後、本協会とする）の正式な会員ではないため、立候補は無効であり、今回の臨時総会における役員改選は認めないとの発言があり、事務局の西川氏に入会規則について読み上げるよう求めたので、西川氏より、本規則についての読み上げが行われた。

規則では、入会するには入会申込書に本協会会員推薦者2名の署名捺印を受け、会長に提出し理事会の承認を受けなければならないとあるが、現状では各会員の入会申込書は存在せず、各会員が入会の是非を確認する方法もない。

柴山氏からは、市川氏の入会及び昨年度の活動については規則に従っていないことを黙認していたため、その責任を取り会長職を辞職するとの申し出が行われた。この理由により市川氏は会員と認められず、今回の立候補は無効であるとの発言があった。これにより、第2号議案審議に時間を要するため、議事を進行させる必要から議長により出席者へ確認の上で次の議案に移った。

### 第3号議案 県からの補助運営の件

事務局の西川氏より、県補助金の使用に関し説明が行われ、満場一致を持って承認された。

### 第4号議案 その他

事務局の西川氏より、本協会規則の一部改定について提議されたが、改定内容が事前に認知されておらず、改めて考える必要があることから、当総会では決議は行わない事を確認した。

### 第2号議案の件（再審）

この件につき事務局の西川氏および藤永氏が、市川氏を含め全ての会員が現時点で当協会活動を行っており、当協会として入会拒否等の措置は行っておらず、そのため法律（当協会は法的には権利能力なき団体に属するが、その規則は一般社団法人・財団法人に関する法律が適用出来ると考えられているため、商法第509条2項および、民法第94条2項）に照らし合わせ、柴山氏が主張する内容は無効であると議長に説明した。これに対し、柴山氏が「そなんちゃうねん」と前記の柴山氏の発言内容を再再度主張した。そのため、議長により本日の会議で、市川氏等の会員資格の是非を問う採決及び、役員改選自体の是非を問う採決を行う提案が示されたが、柴山氏が応じることは無く、話が堂々巡りした。

本総会の開催趣旨が第1号議案および、第2号議案の内容にあるため、監事権限により、現会員は運営上において本協会の会員とすることを認め、立候補を有効とし、役員改選の選挙を行うこととした。

### 開票結果

市川氏	10票
柴山氏	1票
白紙	7票

投票により市川氏が会長と承認された。

## 6、役員紹介

市川氏より会長就任の挨拶があり、役員については早急に考慮するとの事であった。

以上をもって議事を終了したので、議長が閉会を宣した。

総会議事を明確にするため、この議事録を作成し、議事録承認者2名の承認を得る。

令和4年4月10日

長崎県クレール射撃協会 臨時総会

議長・議事録作成者 馬場 洋二

承認者 藤永 正人  
西川 憲治郎